

長 建 協 発 第 173 号
平成 22 年 8 月 6 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

(財)長崎県暴力追放運動推進センターからのお知らせ

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、財団法人長崎県暴力追放運動推進センターより、別添事案について連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、同様の事案発生した場合は、最寄りの警察署若しくは、同センター（095-825-0893）へご相談下さるようお願い申し上げます。

側溝工事現場付近を通行した者から「足をくじいた」との申し出に、現場責任者が状況を未確認のまま、病院を連れて行き、治療をさせたところ慰謝料の請求をされた事案

本年7月20日ころ、長崎市発注の工事現場で次のような事案がありました。すでに犯人は逮捕されていますが、それまでに数件の見届け、または同種の事案が発生しています。

今回、最後に被害未遂で対決した会社の対応が皆様の参考となると思われますので通報します。

記

事案の概要と良好な会社の対応状況

- (1) 長崎市発注の側溝工事現場付近を通行したという者から、現場担当者に対して「足をくじいた」との申し出がなされました。工事現場担当者は自分の担当する現場で怪我人がでたということで、現場を確認することなく、まず病院をつれて行き治療をうけさせました。ところが、病院では治療をするにあたり申し出た通行人の怪我の部位の特定をすることができず、とりあえず湿布薬を痛いと訴える部位に一枚貼っただけの治療でした。
- (2) 事故発生を聞いた本社担当者が駆けつけ、事故の状況について怪我人から詳しく聞き取りメモをとりました。
- (3) 担当者が、詳しく事故発生時の状況を聞き取ると、矛盾する説明が多々ありました。そこで怪我人が説明する事項を逐一メモをなし現場での説明を求めることにしました。
- (4) 怪我人から予め聞き取りした事故の状況と現場での説明が矛盾し、工事現場での事故そのものが疑わしいものとなりました。さらに現場の説明を求めた際には怪我人の説明を写真撮影し、二転三転する説明もその都度写真撮影をしました。

怪我人の要求及び説明

(1) 職業について

最初、無職次に生活保護受給、さらにはたこ焼き販売と無職から有職となり、慰謝料を請求するようになりました。

これは、単なる慰謝料要求ではなく、つまり休業補償も求めだしたということとなります。

(2) 住所について当初は福岡から来た、次には長崎市内居住と住所についても変遷しました。

(3) 無職から生活保護受給、住所もでたらめで事故そのものも疑わしいこととなりました

(4) 氏名についてもでたらめで、年齢は66歳で露天商のようでもありました。

会社の対応

このような状況から、まず「暴力追放運動推進センター」へ今後の対応について相談をしたところ、すぐさま、長崎警察署の詐欺担当者に連絡を取ってもらい、会社が写真撮影したり、病院で治療した事実を証拠として交通事故を口実にした詐欺未遂で刑事事件として怪我人を詐欺犯人として逮捕し、解決しています。

長崎警察署でも、同一犯人と思われる男の工事現場での怪我を口実とした慰謝料要求事案を把握しておるようです。他にも未届けの同種事件が発生しているのではないかと考えられます。

今回は、逮捕に至った会社の対応がよかったため詐欺被害に遭うことなく解決しています、皆さんの参考にでもなればおもしろい通報します。

以上